

## 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

案 件 名：あきる野市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）  
について

募 集 期 間：令和元年9月15日（日）～令和元年10月4日（金）

意見等提出件数：3件（提出者2名）

あきる野市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）に対する意見募集にご意見ありがとうございました。

以下のとおり、ご意見の概要と市の考え方について、ご紹介させていただきます。

項 目	意見の概要	市の考え方
全 般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは、この条例（案）に賛同し大いに期待するところです。</li> <li>生産緑地法施行当時、営農意思が強くあったにもかかわらず要件の面積が不足し、指定できずに宅地並み課税の対象になっています。</li> <li>現在まで、細々と営農を続けてきましたが、年金生活に移行し年々固定資産税の支払いに苦慮しています。</li> <li>生産緑地法を改正し緑地を残すことと、増やすことは未来永劫につながる政策と固く信じています。</li> <li>・生産緑地の面積要件を500㎡以上から300㎡以上に緩和することは賛成です。</li> <li>生産緑地指定から30年となる2022年には、多くの土地所有者が自治体に対して買取希望を申し出ることが想定されます。</li> <li>現在の市内生産緑地総面積が減ることのないよう、300～499㎡の新たな生産緑地の指定に向け、土地所有者へのPR等、市が積極的に取り組んでいただきたいと思えます。</li> </ul>	<p>市では面積要件の引き下げによる、追加指定の推進など、都市農地の保全・活用を図って参りたいと考えております。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買取申出があった土地については、市が買い取り、地域住民が集える公園・緑地の整備をお願いします。それほど広い土地でなくても、大災害（地震等）の際の一時避難場所にもなります。</li> <li>特に、野辺（睦橋通り南側エリア）には公園がありません。取得費などの費用はかかりますが、生産緑地法の趣旨である、緑地保全につながっていくものですので、宅地化ではなく、ぜひ、公園・緑地への転換整備を進めてください。</li> </ul>	<p>いただきました御意見については、生産緑地法の趣旨を鑑み、今後の参考とさせていただきます。</p>